

令和6年度 公立小・中学校でかかる費用の援助のお知らせ（就学援助）

葛飾区では、ご家庭の事情に応じて学用品費や学校給食費などの費用の一部を援助しています。
 学校への納付金が免除になる制度ではございません。
 ご希望の方は、この「お知らせ」をよくお読みの上、お申し込みください。

1 就学援助を受けることができる方

葛飾区にお住まいの、公立小・中学校(特別支援学校を除く)に通学されているお子さんの保護者で、次のいずれかにあてはまる方（葛飾区外にお住まいの方はお住まいの自治体にご相談ください。）

①	生活保護を受けている方 <u>(必ず申し込んでください)</u>
②	前年度又は今年度に生活保護が停止・廃止になった方
③	同一の生計を営む世帯全員の審査の対象となる金額（注）の合計が認定基準額未満の方 <u>(住民税の申告又は確定申告をしていただく必要があります)</u>
④	児童扶養手当（主に母子及び父子世帯の方が対象の手当）を受給している方
⑤	前年・現年から申請時に至り、主たる生計維持者の失業や長期入院等による無給、減収、り災など特別な事情のある方で、見込所得から算出される審査の対象となる金額（注）の合計が認定基準額未満の方

（注）令和5年中の総所得金額等から所得のある方一人（給与所得、公的年金等所得またはその両方がある方のみ）につき10万円を差し引いた金額を審査の対象となる金額とします。

※ ③以外を申請理由としていても、その事実が確認できない又は特別な事情として認められない場合は、③による審査となります。

③の認定基準額の参考例

※ 認定基準額は、年齢により異なる基準額等を加算し設定されるため、世帯構成により異なります。
また、この計算は認定審査時にシステムで行うため、事前にお教えすることはできません。

人数	世帯構成	認定基準額	
		準要保護 (一般)	準要保護 (費目認定)
2人	母(35歳)、子(小6)	2,428,000	2,576,000
3人	父(45歳)、母(40歳)、子(中1)	3,104,000	3,308,000
4人	父(48歳)、母(45歳)、子(中2)、子(小6)	3,563,000	3,800,000
5人	父(48歳)、母(43歳)、子(中3)、子(小5)、子(1歳)	3,781,000	4,036,000
6人	父(50歳)、母(45歳)、子(中3)、子(小5)、子(小1)、祖父(80歳)	4,358,000	4,657,000

※ 住民税の申告方法等は、令和6年1月1日に住民登録があった市区町村の税務担当課にお問い合わせください。
所得のない方を含め家族全員の方（同一世帯の方に扶養されている方及び18歳未満の方は除く）の住民税の申告が必要です。

2 申請に必要な書類

全員にご提出いただく書類	
令和6年度 就学援助費受給申請書	別紙「申請書記入にあたっての注意点」を確認の上ご記入ください。 2枚目の申請者控えはご自身で保管してください。
振込希望口座がわかるもの	通帳又はキャッシュカードのコピーをご用意ください。
マイナンバーカードのコピー	申請者の「マイナンバーカード」のおもて面及び裏面のコピーをご用意ください。 ※お持ちでなければ下記ア、イの書類両方をご用意ください。 ア 申請者のマイナンバーの「通知カード(注)のコピー」又は、「マイナンバーの記載がある住民票」 イ 申請者の運転免許証、パスポート、在留カードなど、公的機関で発行された写真付きの身元証明書のいずれか1つのコピー <u>上記イの写真付き証明書の代用として、次の◇の書類いずれか2つのコピーでも構いません。</u> ◇健康保険証 ◇児童扶養手当証書 ◇年金手帳 ◇公共料金の領収書(領収日から3か月以内) (上記以外の書類による方法につきましては、区のホームページ等でご確認いただくか、学務課までお問い合わせください。)

(注)令和2年5月25日以降に住所や氏名等の変更がないもの

次に該当する方は、「全員にご提出いただく書類」に加えてそれぞれの書類の提出が必要になりますので、ご注意ください。

対象	必要書類
葛飾区外に住民登録がある方が、生計を共にしている場合	<p>・対象者の名前、生年月日及び住所が確認できる書類のコピー (例)「住民票」、「健康保険証」など</p> <p>なお、世帯の構成は、住民票上の世帯構成員を原則としますが、住民票上の世帯が別であっても生計が同じ場合は、同一世帯とみなします。</p>
1-①・②(生活保護受給・停止・廃止)のうち、葛飾区以外の福祉事務所で生活保護を受給している場合	<p>・生活保護の受給証明書、停止通知書、廃止通知書 (受給している区市町村の福祉事務所で発行)</p>
令和6年1月1日に葛飾区に住民登録のない場合 又は 令和6年度に別の自治体で課税される場合 (海外に住んでいた等の理由で申告ができない場合は、学務課学事係までご相談ください。)	<p>・令和5年中の所得に関する証明書 (例)「住民税課税・非課税証明書」、「所得証明書」など所得金額・扶養の情報の記載のある証明書の原本(自治体によって名称が異なります。)</p> <p>※ 源泉徴収票・税額決定通知書等では、審査ができません。</p> <p>令和6年6月中旬以降に発行されますので、令和6年1月1日に住民登録していた、または課税された区市町村の税務担当課から交付を受けてください。同一世帯の方に扶養されている方及び18歳未満の方を除く、家族全員の証明書が必要になります。</p>

対象	必要書類
1-⑤(特別な事情)のうち、主たる生計維持者の失業を理由に申請する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険受給資格者証(ハローワークで発行)のコピー 又は ・退職証明書(勤務先で発行)とハローワーク受付票のコピー
1-⑤(特別な事情)のうち、主たる生計維持者の長期入院等による無給を理由に申請する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書 ・給与証明書(無給であることが証明できるもの) ・休職証明書(勤務先で発行)
1-⑤(特別な事情)のうち、減収を理由に申請する場合 ※令和5年以前から減収が続いている場合は③でご申請ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請月を含む直近4か月分の収入がわかる書類(給与明細書等)
1-⑤(特別な事情)のうち、り災を理由に申請する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書又は被災証明書

※ 各必要書類については、直接学務課窓口で申請される場合は、原本確認で受け付けます。

※ 提出期限までに用意のできない書類がある場合は、申請は期限内にさせていただき、不足書類のみを後日お送りください。その際は、書類の余白にお子さんの氏名・生年月日・学年を必ず記入してください。

3 申請方法

※ 昨年度認定されていた場合でも、申請は年度ごとにする必要があります。

提出期限	令和6年4月23日(火)【消印有効】 期限後も受付は随時しておりますが、認定月は「申請した月」となるため、それより前の月分の援助を受けることはできなくなります。
提出先	簡易書留(同封の返信用封筒)で郵送するか、葛飾区役所4階の学務課に直接お持ちください。 <u>学校への提出はできません。</u>

※「申請者氏名」又は「金融機関口座」の変更があった場合は、「変更届」を提出していただく必要があります。学務課学事係までお知らせください。

4 結果の通知

(1) 提出期限までに申請された場合

6月末頃に、審査結果通知をご自宅へ郵送します。

(2) 提出期限以降に申請された場合

7月以降、認定処理終了後(1~2ヶ月ごと)に、審査結果通知をご自宅へ郵送します。

【マイナンバー(個人番号)の記入について】

葛飾区では、情報をより効率的に管理・利用するために、就学援助を「個人番号を利用する事務」として定めています。提出いただいた申請書にマイナンバーが記入されていない場合は、葛飾区教育委員会でマイナンバーを確認し、就学援助認定事務を行わせていただきます。

就学援助に認定されると

1 就学援助の内容

認定された場合は、認定月から令和7年3月31日まで、下表の費目の援助を受けることができます。ただし、年度途中で葛飾区外へ転出された場合など取消事由が生じた時点で葛飾区での認定は取消しとなります。

	認定区分		
	要保護	準要保護(一般)	準要保護(費目認定)
費目	卒業記念アルバム費 修学旅行費 林間(臨海)施設費 学校病医療費 (学校保健安全法 第24条事務) 検定料 (小学校3～6年生 中学校全学年)	学用品費・学校給食費(注1) 校外活動費(見学科・交通費等) 新入学児童生徒学用品費等(小学校1年生・中学校1年生)(注2) 新入学準備金(小学校6年生) 卒業記念アルバム費・修学旅行費・林間(臨海)施設費 学校病医療費(学校保健安全法第24条事務) 検定料(小学校3～6年生・中学校全学年) 通学費(特別支援学級・日本語学級・中学校夜間学級) 体育実技用具費(中学校全学年)	学校給食費(注1) 新入学児童生徒学用品費等 (小学校1年生・中学校1年生)(注2) 新入学準備金(小学校6年生) 卒業記念アルバム費 修学旅行費

(注1) 学校給食費は、「葛飾区立小・中学校給食費補助金」その他同様の補助金の受給があった場合、支給はありません。

(注2) 新入学児童生徒学用品費等(小学校1年生・中学校1年生)については、小学校入学前・小学校6年生の時に新入学準備金を受給している場合及び4月中に申請がない場合には、支給はありません。

※上記の費目について教育委員会その他の機関より同様の費用の負担又は支給があった場合は、就学援助での支給はありません。

※各費目については、各学校での行事の実施状況等により金額や支給時期に変更が生じる場合があります。

2 認定の区分

- ① 「要保護」：生活保護を受けている方
- ② 「準要保護(一般)」：「要保護」、「準要保護(費目認定)」以外の理由により認定された方
- ③ 「準要保護(費目認定)」：世帯の審査の対象となる金額(1ページの注を参照)が認定基準額(一般)を超え、(費目認定)に満たない方

3 支給について

支給金額	認定結果通知の際、年間の「支給額一覧表」をお送りします。
支給時期	各学期の終了後に支給があります。 (修学旅行費は実施日により支給時期が異なります。11月下旬又は1月中旬予定) ただし、葛飾区立以外の公立小・中学校に通学されている場合は、3月に一括して支給されます。 ※各支給時に、「広報かつしか」で振込完了予定日をお知らせします。
支給方法	申請書に記入していただいた口座へ振込みます。ただし、学校納付金が滞納されている場合などは、通学されている学校の学校長口座への振込みとなる場合があります。

葛飾区教育委員会事務局 学務課学事係(葛飾区役所 本館4階 428番窓口)

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1

電話(代表) 03(3695)1111 (内線2722~2725) (直通) 03(5654)8457~8460

受付時間 月~金(祝日を除く) 午前8時30分から午後5時まで